

## 大正14年の満18歳未満で実名報道された事件

掲載年月日	年齢	性別	見出し
大正14年1月15日	17・18・19	男	無銭飲食男大暴れ、女給重傷す
大正14年2月12日	17	男	渡米夢想の少年、旅行券を印刷屋で拵らへ八十圓拐帯して逃ぐ
大正14年2月12日	17	男	少年賊、盗んで團長に貢ぐ
大正14年2月19日夕刊	17	男	正服制帽でただ乗り、少年の出来心
大正14年4月10日夕刊	13	女	帰国したさに十三の少女が放火
大正14年4月21日	16・17・19・19	男	花の都にスリ横行、おびただしい被害
大正14年5月7日夕刊	17	男	少女を護ひ現金一圓強奪
大正14年5月19日夕刊	15・15・15・19	男	電車内にすり出沒、皆さん御注意
大正14年6月22日	15(複数)	男	暴力団を組織し小学生の暴行、学友團の役員に下級生が当選したので夫等を虐む
大正14年7月23日	12(複数)	男	級友の為に二生徒袋たたき、全級引率を任された級長が平素の憤慨を晴らす
大正14年7月24日夕刊	17・17	男	二名の怪少年一少年院を脱出し窃盗
大正14年8月23日	17	男	金庫から七百円盗む、手長の小僧
大正14年9月2日	13(複数)	男	さい銭の泥棒三十六人捕はる、混在の被服廠で八十圓に上る被害
大正14年9月26日	16	男	果敢の強盗捕はる
大正14年10月20日夕刊	16・16	男	鮮人すり三人組、早慶戦の混雑を荒す
大正14年10月21日夕刊	17・19	女	二女給検挙

少年犯罪にかかわる実名報道について、当時のマス・メディアは少年に対する保護的側面よりも**保安的側面**を意識していたのかもしれない。また、実名報道を意識するまでの移行期間は、旧少年法が適用される年齢区分よりも、**報道担当者の少年犯罪観が影響**していたと考えられる（昭和期に入ると仮名報道）。

# 特別な報道が組まれた主な少年犯罪事件

大正期の『東京朝日新聞』に掲載されたすべての少年犯罪に関する記事を取り上げた結果、少年事件に関する記事は1516件であった。さらにこの中から失火、業務上過失致死傷を除くと少年犯罪の掲載記事は906件（複数回掲載された同一の少年事件はひとつと数えている）であった。

## 共通する傾向

不安的な要素が存在すること 希少性が高いこと 事件の原因がこれまでの通説（活動写真など）

事件名	事件発生日	発生場所	性別・年齢	共犯	被害者
月島三人殺し	大正元年8月6日	東京	男(17歳)	なし	雇主の女性(39歳)、息子(10歳)、姉娘(15歳)
少女強盗事件	大正7年6月24日	東京	女(17歳)	なし	留守番の少女(13歳)
多田薬師境内絞殺事件	大正9年1月2日	東京	男(19歳)	なし	八百屋の息子(12歳)
女学生(うたの・みつぎ)殺人事件	大正9年3月24日 大正9年3月25日	兵庫 大阪	男(15・16・16・16・17歳)	あり	高等女学生(18歳) 女学生(16歳)
高師生刺殺事件	大正10年5月3日	東京	男(18歳)	なし	東京高等師範学生3年(24歳)
列車内短銃強盗事件	大正11年5月5日	栃木	男(19歳)	なし	乗客の男性(29歳)、女性(51歳)
名教中学生刺殺事件	大正11年10月16日	神奈川	男(19歳)	なし	名教中学1年生(13歳)
リッチ氏狙撃事件	大正14年9月28日	東京	女(16歳)	なし	イタリア男性商人
にせ札少女事件	大正15年7月23、24、25日	東京	女(16・19・19歳)	あり	駄菓子屋、紙屋

# 活動写真における非行原因（ジゴマ）

掲載年月日	見出し
大正9年7月7日	十三の生徒が釣銭詐取二十一軒の白米商から、教育会の問題となる、活動写真や興行物を見るための金に困って犯行
大正10年3月23日夕刊	活動を見て放火狂になつた、帝大生宅の美人女中、仏国名女優にかぶれて
大正10年5月21日	活動好は生んだ罪、絵葉書蒐めから実行に拳銃強盗の二職工
大正13年2月23日	通行の娘を襲ふ、活動カブレの悪少年白屋府下吾妻の路上で
大正13年8月8日夕刊	名門青年を中心に活動写真式の強盗団、萬引男から端なくも発覚す
大正13年10月4日	本泥棒捕はる、映画見たさに悪事を働く
大正13年11月6日	放火した少年、防火宣伝が逆用された事例、幼い心をそそる火事の活動写真
大正13年12月15日夕刊	窓から飛込んだ少年、映画みたさに
大正14年1月23日	東海道下りした活動狂の少年、京都から自轉車で東京へ無銭飲食で捕はる
大正14年1月23日	活動寫眞の感化から六回も放火した少年、父親は怠け者で賭博好きの人 騒ぐを興がり夜學の歸り途に
大正15年2月16日	活動女優恋しさに大学を棄てて泥棒かせぎ
大正15年3月2日夕刊	八百屋お七の映画に動され少年放火、王子榎町の火事の犯人活動写真館で捕はる
大正15年3月30日夕刊	騒ぎ面白さに又も少年の放火、活動館で日を送る少年捕縛、頻々たる川崎の放火
大正15年4月4日	銀座通りの屋上で怪少年刑事に切付く、風ろ敷で覆面し短刀逆手に寺内時計店に忍入らんとす、活動写真の悪感化
大正15年5月5日夕刊	小僧のために寝首をかかふる、親兄弟も故郷も知らない活動写真狂の不良少年 夢で思ひついた兇行

東京少年審判所長鈴木賀一郎（1935）によれば、活動写真の流行が明治末期にジゴマ式の少年犯罪の増加に結び付いたと指摘する。この「ジゴマ」関連の活動写真が少年に悪影響を与えるということで、警視庁を中心として年齢制限や男女観覧の区別等の対策が講じられジゴマ式の犯罪は減少していった（朝日1919.2.18）。しかし、一旦終息した活動写真問題は、活動写真館内の「悪風感染」として問題視されはじめる。

# 大正期の「小学生」犯罪報道

殺人事件では、ナイフを使った刺殺事件が主に掲載されている。しかし、ほとんどの「小学生」事件は、中記事もしくは小記事で報道されていた。また新聞に掲載された事件に対する専門家の意見は、加害小学生自身よりも教育や生活環境に注意が払われている（朝日1912.10.22）。「小学生」事件から見出される凶悪な少年犯罪に対して、「低年齢化」の記事は認められなかった。つまり、当時の「小学生」事件報道は、「中学生」を含めた他の未成年者と同じ扱いで報道されている。

掲載年月日	見出し
大正3年5月5日	小学生の大罪、和泉小学校放火犯人
大正5年4月17日	小学生友達を刺殺す、幻燈映画紛失が因
大正5年4月18日	京橋高等小学生徒、他校の生徒を殺す、加害少年自殺を企つ
大正5年5月1日	又も埼玉県に小学生の刃傷、粗暴なる落第生
大正8年9月4日	小学生刃傷
大正9年11月19日	小学生共謀の窃盗、尋常以下ゆえ全部不起訴か
大正11年5月2日夕刊	小学生仲違日の同級生を殴殺す、過つて足を踏んだが原因で 肋骨を無茶苦茶に
大正11年12月7日	小学生の刃傷、鉛筆の貸借から教室で大騒団ナイフや棒で二名の重傷
大正12年4月17日	小学生徒が友を殺す、学校内で喧嘩して
大正12年10月15日	バットで殴られ小学生死亡
大正14年2月11日夕刊	小学生の泥棒團、活動写真を真似た犯罪
大正14年3月21日夕刊	小学生が恨の放火、青森の火事
大正14年4月7日夕刊	小学生四人が共謀して鶏泥棒、行商して得た金で活動を見て廻る
大正14年6月22日	暴力団を組織し小学生の暴行、学友團の役員に下級生が当選したので夫等を虐む
大正14年9月25日夕刊	首席の小学生がかつ払ひ常習、文房具買ひたさに重ねて来た驚くべき犯罪
大正14年10月23日夕刊	尋常六年生、友を殺す
大正15年12月15日	鮮人の子と罵られ刺す、小学生の傷害